主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、原判決の証拠の採否、事実認定を非難するに過ぎず適法な上告理由に当 らない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致で、主文のとお り判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一郎
裁判官	池	田		克